

○遊佐町遺児教育手当支給条例

昭和48年2月28日

条例第13号

改正 昭和49年3月20日条例第14号

昭和53年3月23日条例第14号

平成23年3月16日条例第5号

注 平成23年3月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、両親又は父若しくは母のいない状態にある児童の教育及び福祉の増進を図るため、保護者に対し遺児教育手当（以下「手当」という。）を支給することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号にかかげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 遺児

ア 両親のいない状態又はこれに準ずる状態にある児童（以下「両親のいない状態の児童」という。）

イ 父若しくは母のいない状態又はこれに準ずる状態にある児童（以下「父若しくは母のいない状態の児童」という。）

(2) 両親のいない状態の児童

ア 両親と死別した児童

イ 両親又は片親の生死が明らかでない児童

ウ 両親又は片親が廃疾の状態にある児童

エ 両親又は片親に遺棄されている児童

オ 両親又は片親が長期にわたり拘禁されている児童

(3) 片親

ア 父若しくは母が死亡し、又は婚姻の解消により、児童を監護する状態にある父若しくは母

イ 児童の母が婚姻によらないで懐胎した状態（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを除く。以下同じ。）にある母

(4) 父若しくは母のいない状態の児童

ア 父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないがその母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつたものを含む。以下同じ。）又は母が死亡した児童

イ 父又は母の生死が明らかでない児童

ウ 父又は母に遺棄されている児童

エ 父又は母が廃疾の状態にある児童

オ 父又は母が長期にわたり拘禁されている児童

カ 父母が婚姻の解消により父母の一方が児童を監護する状態にある児童

キ 母が婚姻によらないで懐胎した状態の児童

(5) 児童 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく小学校及び中学校並びに盲学校、ろう学校、養護学校（以下「特殊学校」という。）の小学部及び中学部に在学する者をいう。

(6) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で、遺児と同居して監護し、かつ、生計を維持する者をいう。

(7) 廃疾 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）別表に定める程度の心身障がいをいう。

（平23条例5・一部改正）

(受給資格)

第3条 この条例で手当の支給を受けることのできる者は、本町に住所を有する遺児に該当する児童の保護者とする。

(受給申請等)

第4条 手当の支給を受けようとする保護者は、町長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 町長は、前項の認定をしたときは、保護者に通知するものとする。

(受給資格の消滅)

第5条 前条第1項の規定により認定を受けた者（以下「受給者」という。）が、第

3条に規定する受給資格に該当しなくなつたときは、受給資格が消滅する。

(手当の額及び支給方法)

第6条 町長は、次の各号に定める手当の額を支給する。

(1) 両親のいない状態の児童については、その児童1人につき 月額 4,000円

(2) 父若しくは母のいない状態の児童については、その児童1人につき 月額 2,000円

2 前項の手当は、認定した日の属する月から受給資格の消滅した日の属する月までとし、毎年3月及び9月にそれぞれの月までの分を支給する。ただし、町長が特に必要と認めるときは、支給月を繰りあげ又は繰り下げることができる。

(変更届出等)

第7条 受給者は、手当の受給対象遺児（以下「受給対象遺児」という。）が、両親のいない状態の児童から父若しくは母のいない状態の児童に至つたとき、又は父若しくは母のいない状態の児童から両親のいない状態の児童に至つたときは、ただちに、町長にその旨を届け出て、認定を受けなければならない。

2 変更後の手当の額は、当該変更事由が生じた日の属する月の翌月から改定する。

3 受給者は、手当の消滅及び停止等の原因となるべき事項が生じたときは、すみやかに町長に届出なければならない。

(支給の停止)

第8条 町長は、受給者が次の各号の1に該当するときは、当該各号に定める期間手当の支給を停止する。

(1) 受給者が、市町村民税の所得割を課せられているとき その年の4月から翌年の3月まで

(2) 受給対象遺児が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する里親に委託されたとき 委託されている期間

(3) 受給対象遺児が、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設（母子寮を除く。）に収容されたとき 収容されている期間

(手当の用途の制限)

第9条 手当は、遺児の教育及び福祉のために使用しなければならない。

(手当の返還)

第10条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、町長はその者に対して支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(未払の手当)

第11条 受給者が死亡し、その者に支給すべき手当が未払となつたときは、その未払の手当を当該受給対象遺児のあらたな保護者に支払うことができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月20日条例第14号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月23日条例第14号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月16日条例第5号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

児童扶養手当法別表

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力損失が90デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能にすわつていない程度又は立ち上ることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号にかかげるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、

かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの

10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの

11 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生労働大臣が定めるもの

(備考) 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、正視力によつて測定する。